破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３４２号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘12番17―106号　レオパレスＳＵＥＨＩＲＯ
破産者　吉村　昌俊
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０３４号
埼玉県北本市大字下石戸下495番地１、旧住所埼玉県加須市土手１丁目３番20号
破産者　小幡　伸二
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８８号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492番地５　Ｊ―２棟103号室
破産者　山口　憲明
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜429番地12
破産者　松倉　武志
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６０６号
北九州市門司区白野江４丁目10番13号
破産者　金子　　誠
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５７４号
札幌市北区新琴似５条３丁目１番18―103号
破産者　岩田まゆみ
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７９号
仙台市太白区中田町字千刈田１番地の57　ホーミング中田102、開始決定時の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈字郡90番地
破産者　川名　　剛
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
群馬県太田市新田木崎町936番地４
破産者　木幡　周平
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３１２５号
名古屋市中区丸の内３丁目９番11号　新丸の内ビル402号、開始決定時の住所名古屋市中区丸の内３―20―20　チサンマンション丸の内第３　1107号
破産者　岡野佐智子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６１号
名古屋市西区中小田井２丁目40番地　丸協マンション３　413号、開始決定時の住所愛知県あま市甚目寺沖田116番地３
破産者　居酒屋ぐっちーこと　片岡　啓子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１５５号
名古屋市南区元鳴尾町216番地の４、開始決定時の住所名古屋市緑区鳴海町字薬師山46番地の３
破産者　岡本富吉こと　朴　　富吉
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８２８号
大阪府門真市千石東町15―35、住民票上の住所大阪市城東区古市３丁目18番23―205号
破産者　金沢　裕成
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４７０号
大阪府守口市東町２丁目13番11号
破産者　溝口企画こと　溝口　和志
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３８号
大阪府八尾市安中町４丁目３番10号
破産者　吉田　秀夫
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６３号
大阪府交野市藤が尾２丁目13番４号
破産者　雨森　博史
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３３２号
大阪府茨木市太田２丁目４番23号　カモミールブラン606号
破産者　赤田　眞二
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８１号
大阪市港区田中１丁目５番22号
破産者　福田　益道
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部